

盛岡市・玉山村

合併協議会だより

第2号 平成17年1月1日発行

発行 盛岡市・玉山村合併協議会 編集 盛岡市・玉山村合併協議会事務局

〒020 8530 盛岡市内丸1番2号(盛岡市役所内) ホームページ: <http://www2.city.morioka.iwate.jp/gappei2/>
電話019 651 4111(内線2816、2819、2805、2806) メールアドレス: kouikisuisin@city.morioka.iwate.jp



啄木祭で「春まだ浅く」を演奏する渋民小学校児童

盛岡市と玉山村の縁 「石川啄木」

石川啄木は、明治十九年に現在の玉山村に生まれ、青春時代を盛岡市で過ごしました。

北海道各地で新聞記者生活を送った後上京し、歌集「一握の砂」を発表し歌人としての地位を確立しました。病のため二十六歳の若さで亡くなりましたが、没後、歌集「悲しき玩具」も出版され、その郷愁を誘う歌は多くの人に親しまれています。

盛岡市内では、一日三回「春まだ浅く」のメロディが流れ、市民に親しまれています。これは、昭和十一年に公開された映画「情熱の詩人啄木」の伴奏曲で、啄木の小説「雲は天才である」の一節が歌詞となっています。

玉山村内でも正午に「春まだ浅く」のメロディが流れています。また、毎年六月に玉山村で開催される啄木祭では、渋民小学校の児童により「春まだ浅く」が演奏されており(写真)、メロディは異なりますが、同校の校歌としても親しまれています。

現在も、両市村のあちらこちらに、啄木ゆかりの地があり、数多くの文学碑や彫刻は住民や観光客からも親しまれています。

合併をテーマに講演会を開催します

演題「これからの地方自治を考える」

日時：平成17年1月13日(木) 午後2時～ 場所：盛岡市勤労福祉会館 5階大ホール
講師：岩手県地域振興部市町村課 総括課長 野本祐二氏

第2回盛岡市・玉山村合併協議会を開催

合併協定項目、事業所税の取扱い等を協議



十二月十一日、玉山村中央公民館で第二回盛岡市・玉山村合併協議会（会長・谷藤裕明盛岡市長）を開催しました。協議会には、谷藤会長、工藤副会長をはじめ委員二八名が出席し、活発に協議されました。今回はこの協議会で話し合われた内容についてお知らせします。

十三項目の合併協定項目を承認

第二回合併協議会では合併協定項目のうち、十三項目について協議されました。主な内容は次のとおりです。

「財産及び債務の取扱い」については、玉山村の財産、債務は全て盛岡市に引き継ぐこと。盛岡市におかれている財産区は現行どおりとすることが承認されました。

「条例、規則等の取扱い」については、合併に伴い玉山村の条例等は効力を失うことから、合併協議会で協議、承認された各種事務事業の調整方針に基づき、条例等の改正、新設を行うこと。玉山村の事務事業を引き継ぎ、あるいは廃止するための経過措置を設けること。公の施設

について、盛岡市の施設として設置するため、条例等の改正、新設を行うことが承認されました。

その他の十一項目についても事務局の提案どおり承認されました。

事業所税の取扱いについて協議

事業所税は、都市環境の整備のため一定規模以上の事業所等に特別の税負担を求め目的税であり、人口三十万人以上の都市が政令により課税団体として指定されるものです。

盛岡市と玉山村が平成十八年一月に合併すれば、人口が三十万人以上となることが見込まれますが、課税団体の指定は五年経過後の平成二十三年一月以降となります。しかし、その時点での人口推計では人口が三十万人以上であるかどうか微妙な状況であると見込まれています。

そこで、今回の協議会では、新市建設計画の財政計画に事業所税を見込むかどうか協議が行われ、堅実な財政計画とするため、見込まない方針としました。

新市建設計画では、新市の一体性を確保し、住民福祉の向上に向け計画内容を工夫してまいります。



合併協定項目

| No. | 協定項目 | |
|-------------|---------------------|----------------|
| 基本的項目 | | |
| 1 | 合併の方式 | |
| 2 | 合併の期日 | |
| 3 | 新市の名称 | |
| 4 | 新市事務所の位置 | |
| 5 | 財産及び債務の取扱い | |
| 合併特例法に定める項目 | | |
| 6 | 議員の定数及び任期の取扱い | |
| 7 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い | |
| 8 | 地方税の取扱い | |
| 9 | 一般職の職員等の身分の取扱い | |
| 10 | 地域自治制度の取扱い | |
| その他の項目 | | |
| 11 | 特別職の身分の取扱い | |
| 12 | 条例、規則等の取扱い | |
| 13 | 事務組織及び機構の取扱い | |
| 14 | 一部事務組合等の取扱い | |
| 15 | 使用料、手数料等の取扱い | |
| 16 | 公共的団体等の取扱い | |
| 17 | 補助金、交付金等の取扱い | |
| 18 | 町名、字名の取扱い | |
| 19 | 慣行の取扱い | |
| 20 | 国民健康保険事業の取扱い | |
| 21 | 介護保険事業の取扱い | |
| 22 | 消防団の取扱い | |
| 23 | 行政区の取扱い | |
| 24 | 電算システムの取扱い | |
| 25 | 事務事業の取扱い | |
| 25 | 1 | 女性施策推進事業 |
| 25 | 2 | 姉妹都市、国際交流事業 |
| 25 | 3 | 地域情報化事業 |
| 25 | 4 | 広報広聴事業 |
| 25 | 5 | 納税関係事業 |
| 25 | 6 | 消防防災関係事業 |
| 25 | 7 | 交通対策事業 |
| 25 | 8 | 窓口業務 |
| 25 | 9 | 保健事業 |
| 25 | 10 | 衛生事業 |
| 25 | 11 | 障害者福祉事業 |
| 25 | 12 | 高齢者福祉事業 |
| 25 | 13 | 児童福祉事業 |
| 25 | 14 | 保育事業 |
| 25 | 15 | 生活保護事業 |
| 25 | 16 | その他福祉事業 |
| 25 | 17 | 健康づくり事業 |
| 25 | 18 | ごみ・し尿処理事業 |
| 25 | 19 | 環境対策事業 |
| 25 | 20 | 農業関係事業 |
| 25 | 21 | 畜産・林業関係事業 |
| 25 | 22 | 商工観光関係事業 |
| 25 | 23 | 勤労者、消費者関連事業 |
| 25 | 24 | 都市整備事業 |
| 25 | 25 | 上下水道事業 |
| 25 | 26 | 市村立学校設置・学校給食事業 |
| 25 | 27 | 学校教育事業 |
| 25 | 28 | 文化・芸術振興事業 |
| 25 | 29 | コミュニティ施策 |
| 25 | 30 | 社会教育事業 |
| 25 | 31 | 定住化対策事業 |
| 25 | 32 | 契約事務 |
| 25 | 33 | 指定金融機関の調整等 |
| 25 | 34 | 情報公開制度 |
| 25 | 35 | 青少年健全育成事業 |
| 合併特例法に定める項目 | | |
| 26 | 新市建設計画 | |

新市建設計画（案）示される

今回の協議会では、新市のまちづくりの基本的な考え方となる「新市建設計画」（案）が事務局から説明されました。主な構成は次のとおりです。

- 第一章 序論
 - 第二章 建設計画策定の方針
 - 第三章 地域の現況と課題
 - 第四章 新市の目指すべき将来像
 - 第五章 分野別施策の概要
- また新市建設計画に中核市への移行の表現を盛り込みむことや、具体的に分かりやすい内容とすることなどについて、委員から多くの意見が出されました。

事務事業・行政サービスの調整はじまる

それらの意見をもとに今回説明された「新市建設計画」（案）を修正し、三回目以降の合併協議会において、新市の主要事業、財政計画とともに提案する予定です。

第一回協議会で承認された合併協定項目（左表）のうち、住民の皆さんに特に関わりの深い事務事業・行政サービスについて、どのように調整していくかを協議するため、十一の専門部会を設けています。

十二月二日には一回目の専門部会が開催され、第一回合併協議会で承認された調整方針の基本原則と任意協議会での調整方針を踏まえて、いつ、どのように一元化を図るのかなど具体的な調整方針を協議しました。

今後、随時専門部会を開催するとともに、グループ会議での協議を行い、調整方針案がまとまった項目から順次、協議会に提案されます。



パブリックコメントのお知らせ

盛岡市・玉山村合併協議会では新市建設計画（案）について、皆さんからのご意見を募集する予定です。

募集期間は平成17年1月下旬からの予定です。

募集方法等詳しくは、後日、広報等でお知らせいたします。



専門部会で調整方針について熱心に協議されました。

合併協議会

A&Q

Q 「合併協議会」とはなんですか。

A 「合併協議会」とは、地方自治法及び合併特例法に基づき、議会の議決を経て設置されるもので、新市建設計画の作成をはじめ、事務事業等の水準調整、合併協定項目の協議など、合併に関するあらゆる事項について協議を行う場です。

協議の状況については、協議会だよりや協議会ホームページにおいて随時お知らせしていきます。

Q 合併協議会で作成される「新市建設計画」とはなんですか。

A 「新市建設計画」とは、合併後の新市における速やかな一体化と均衡ある都市基盤の整備を図り、新しいまちづくりを着実に進めるための基本指針や新市の主要事業、財政計画などを定めるものです。

この計画に基づく事業について、合併特例法における合併特例債などの財政措置の適用が受けられます。

なお、合併特例法の適用を受けるためには、平成十七年三月三十一日までに両市村の議会議決を経て県知事に合併の申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行うことが必要となります。

Q 「合併特例債」とはなんですか。

A 「合併特例債」とは、新市の一体性・均衡を確立するために必要な施設整備・統合などのまちづくり事業を実施するための財源となる、特例的に認められた*地方債です。

一般的な地方債と異なり「合併特例債」は後年度元利償還金の七十%が普通交付税に算入され、残りの三十%が市町村の実質的な持ち出しとなります。(下図)

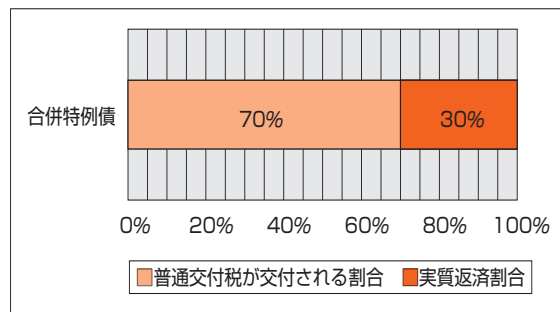
ただし、有利な財源であるとはいえ、借金には変わりがないので、新市の主要事業や後年度の財政負担を考慮して、真に必要な事業に活用するよう努めなければなりません。

Q 「中核市」とはなんですか。

A 人口が二十万人以上になると特例市、三十万人以上で面積が百平方キロメートルになると中核市、五十万人以上になると指定都市の政令指定を受けることができ、都市の規模能力に応じた特例が認められるようになります。

現在盛岡市は特例市に指定されています。合併により人口が三十万人以上になると中核市になることができます。

中核市になると、県からの権限移譲により、新市で直接事務を行うこととなり、事務処理のスピードアップが図



*例えば、合併特例債を100万円利用した場合、返済額のうち70万円が国から交付されるため、実質的な持ち出しが30万円になります。

*地方債とは、生活環境の向上や魅力ある地域づくりのための資金調達の方法として市町村が発行する債券(借金)です。

られるとともに、保健、福祉など生活に関わりが深い分野において、今まで以上にきめ細かな行政サービスの提供が可能になります。

また、都市景観などまちづくりに関わる権限も強化され、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進めることが可能になります。都市としてのイメージアップにより、交流人口の増加や企業立地が促進され、産業の振興など、地域の活性化が期待されます。

財政面での特例措置もあり、財政基盤の強化も期待されます。

★次回合併協議会のお知らせ★

●第4回盛岡市・玉山村合併協議会

日時 1月6日(木) 午前10時~午後3時
場所 玉山村中央公民館

●第5回盛岡市・玉山村合併協議会

日時 1月20日(木) 午後2時~5時
場所 盛岡市(会場未定)

協議会はどなたでも傍聴できます。会議開始時刻の15分前までに会場にお出ください。なお、定員(30名)を超えた場合は抽選となりますのであらかじめご了承ください。

ホームページをご覧ください

盛岡市・玉山村合併協議会では、住民の皆さんに広く情報を提供するため

ホームページを開設

しました。今後、

協議会の資料など

詳しい情報を随時掲載して

いきますのでどうぞご覧ください。

<http://www2.city.morioka.iwate.jp/gappei2/>



* 合併協議会だよりは、岩手県の地域活性化事業調整費補助金を活用して作成しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。